

## 総務建設委員会会議録

開閉日時 平成 23 年 12 月 15 日(木) 午前 10 時 00 分～午前 11 時 44 分  
(休憩 午前 10 時 56 分～午前 11 時 39 分)

会場 委員会室

### 1. 出席者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 5 番 柴田耕一、  
8 番 杉浦敏和、 1 2 番 内藤とし子、 1 3 番 磯貝正隆、  
1 4 番 内藤皓嗣、 1 5 番 小嶋克文  
オブザーバー 議長

### 2. 欠席者

なし

### 3. 傍聴者

1 番 磯田義弘、 4 番 浅岡保夫、 6 番 幸前信雄、  
7 番 杉浦辰夫、 9 番 北川広人、 1 1 番 鷺見宗重、  
1 6 番 小野田由紀子

### 4. 説明のため出席した者

市長、副市長、経営戦略 G L、  
市民総合窓口センター長、市民窓口 G L、市民生活 G L、税務 G L、  
収納 G L、  
都市政策部長、都市整備 G L、上下水道 G L、地域産業 G L、  
行政管理部長、人事 G L、人事 G 主幹、行政契約 G L、情報管理 G L  
会計管理者、監査 G L

### 5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

## 6. 付議事項

- (1) 議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- (2) 議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について
- (3) 議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について
- (4) 議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）
- (5) 議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2回）
- (6) 議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第1回）
- (7) 議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）
- (8) 議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算（第1回）（第1回）
- (9) 陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情
- (10) 陳情第19号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情
- (11) 陳情第20号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情
- (12) 陳情第21号 地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情

## 7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る12月13日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配付されております議案付託表のとおり、議案8件並びに陳情5件であります。陳情第18号「田戸町町内会にボートピア（場外舟券売場）設置についての可否判断について田戸町住民の住民投票を求める陳情」につい

ては、本日、当委員会の開会前に陳情者より取り下げ願が提出されました。付託された案件の質疑及び意見に入る前に、お諮りいたします。陳情第18号の取り下げについて同意することに、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議もないようですので、陳情第18号の取り下げについて、同意することに決定いたしました。それでは、当委員会の議事は、陳情第18号を除き、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、これより陳情第18号を除き、議案付託表の順序により、会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名であります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。それでは、当局のほうから説明を加えることがあれば願います。

説（行政管理部） 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

質 疑 な し

(2) 議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

問(2) 議案第62号、高浜市事務分掌条例の一部改正についてでございますけれども、参考資料として現行組織と新組織の比較の一覧表をいただいておりますけれども、現行としては6部、1局、23グループ、1事務局、それが新しい組織では、6部、1局、22グループ、1事務局ということで、組織のほうのスリム化も図ってみえることは、大変結構なことだと思いますけれども、その中で都市政策部ですね、これが現行3グループのものが、そこに都市防災グループ、これは先日の中でもお伺いしましたけれども、いわゆる都市整備の中に都市防災を入れて一体としていろいろな今後、防災だとかそういったものを取り組んでいくというようなお話があったわけですが、それは、僕も大変いい話だと思うんですけれども、ただ、今まで3つのグループだったものが都市防災、これから、一番防災だとか何かで一番花形のグループになるわけですので、特にこれから東海だとか東南海だとか、いわゆる南海地震だとかそういった地震に向けていろいろな計画や何かを策定されていくわけですが、特にその辺のところですね、人員配置をですね、こういうところにしっかり重点的に配置をしていただきたいと思いますので、その辺についての考え方について一つお願いいたします。

答(人事) 今回、改正案としてお示しいたしております、都市防災グループの人員配置はということでございます。現在、危機管理グループでございますけれども、この危機管理グループにつきましては、大きく分けまして、2つの業務を担っております。一つは、危機管理、防災、こういった分野ともう一つが広報、広聴に関する部分につきましては、地域政策グループのほうに移管を予定いたしております、新たに今おっしゃいました、防犯、交通安全、こういった部分をこの新たな都市防災グループに取り込むという案でございます。その際の人員配置でございますが、業務が減る広報、広聴部分の一般的にいう人工の部分、それから新たにふえる防犯、交通安全、こういったところの一般的

な人工、これを相殺いたしまして、新たな都市防災グループの人員配置数として定めていきたい、こんなふうに思っております。

問（２） 言われることわかりますけど、特にですね、都市整備グループのことを言いませんでしたけども、都市整備のほうもですね、今まで土木課だとか、それから都市計画課、それから区画整理課、そういったものがあったわけですが、それをグループでかなりコンパクトにまとめておみえになって、これから災害だとか、そういったものに向けて、いろんな基盤整備だとか、それから先ほど言った防災にしましても、いろいろな計画や何かをつくっていかねければいけない、そうしたときにですね、やはり今言われたことはわかるんですけど、特にその辺のところを踏まえてやっぱり職員の充実をしていただきたいということをお願いしたいと思っておりますので、その辺はどうでしょうか。

答（人事） 今回、分掌事務がいろいろなところに貼り付いたり、離れたりいたしておりますけども、全体の職員数というのとはかわらないという考え方でやっております。現行の職員数の範囲内で割り振っていく。むやみに人を増やすというのは、これは将来的な影響も非常に大きいことから基本的な考え方は現在の職員数を各グループに割り振っていくという考え方でございます。

問（２） 今、言われた考え方は人員を配置せずにそれを割り振ってやっていくということはよくわかります。ただ、その中でですね、今言った、防災だとか都市整備については今の現行の職員がそのままの人数で移行していくのは、僕はきついのではないかと。そういうふうに思っておりますので、その辺のところをお伺いしているのもあって、言われることはわかります。ただ、その辺のところでもそういった業務量にあわせた、そういう職員配置をしていただきたい。そういったことを言うておるわけですので、その辺はどうでしょうか。

答（人事） 先ほど申し上げましたように、その事務量に応じた、私ども、人員配置は部に配置いたしておりますけども、その部長の考え方もあろうとは思っておりますが、私どもの案といたしましては、事務量に応じた人員配置、これは基本と考えております。

問（２） 今、言われたことはわかりましたので、特にですね、その辺のところ

ろを踏まえて職員の負担のかからないようにですね、配置をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

答（行政管理部）　今回、都市政策部のほうに危機管理の機能を移管させるという中で、都市政策のですね、全体的な業務、あるいは他の部の業務のこともございしますが、そういったものを勘案する中で、その陣容については考えていきたいというふうに思っています。それから個々の部局におかれましてはですね、そこの中での部のマネージメントの中で、部の協力体制、あるいは応援体制、そういったこともですね、来年4月以降については強力にお願いする中で、業務のほう推進してまいりたいというふうに思っておりますので、ひとつよろしく願いいたしたいと思えます。

問（2）　ありがとうございます。ぜひそういう具合でお願いしたいと思えますので、お願いいたします。

問（1 2）　事務分掌条例、特に市長直轄組織を削りというのがございしますが、この参考資料で見ましても、こういうのを削って、かえていくという案なんです、以前に市長直轄組織をつくって、その結果は、その目的に対して結果がどうであったのかというのをまずお示しいただきたいと思えます。

答（人事）　市長直轄組織の結果ということでございすけども、この市長直轄組織というのは、当初、両グループともでございすけども、研究、検討段階ということで市長直轄組織にさせていただいております。今回、もう一歩進めたところへのステップアップを図るという意味でそれと合わせまして、各所属する部との連携体制、協力体制、こういったものをより一層強化するために組織を廃止するものですが、その効果につきましては、一定の方向性が見い出せたと、こういったことでございす。

問（1 2）　一定の効果が見い出せたというのは、具体的にはどういうものなのか、それとグループ制の継続で引き続き横断的、効率的に業務を行う、意味がわかるような、わからないような、片仮名をすぐ出されるというのがありますので、そこがはっきりしないのですが、以前、グループ制に移行して、要するに意志決定を速くするという議論がされているんですが、そういう面では、

どうだったのか。その点でお願いします。

答（人事） 最初に一定の方向性ということでございますけども、今年の3月11日に大きな地震が起きたわけでございますが、市長直轄組織はその前の組織でございますけども、この大きな地震を教訓といたしまして、より具体的な防災体制の推進、こういったものを図っていくということでございます。もう一方の経営戦略グループにつきましては、従来、企画的な部分から取り組んでまいりましたけども、これもある程度、具体的には新しい政策が見えてまいりましたので、これも部に貼り付けてさらに推進していくということでございます。それから、意思決定の迅速化というものでございます。これも市長直轄組織にしたときには、その目的の一つとしてございました。当然これは意思決定の速さというのはありましたけども、部に貼り付けましても、一層その意思決定の早さというのは念頭に置きながら進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

答（市長） 私のほうから御説明するのが本当だと思いますので、一言お話をさせていただきと思います。当初から市長直轄がなぜ必要かということをつくったときのお話ですが、それはですね、例えば防災の関係を他の部の中に入れておくと、他の仕事と一緒にになりまして、課題が見えにくいですね。その問題に特化して課題の抽出をしていただくというのが一番の直轄のいいところではないかなということだと私は思っております、実際に危機管理グループ、これは経営戦略も同じなのですが、企業窓口としての認識を得ることはできました。新しいそのコミュニティビジネスだとか、そして企業さんへの支援の体制をつくるに当たって、今度は実際にもう少し大きい組織の中で活動しなければならないと。これは危機管理も同じでして、危機管理の課題抽出はできてますね、実際に災害が起きたときには、もうすでに体制づくりをして準備をするような形をとっていかないとこれからは困るだろうと。今、起きたときに、今の危機管理グループで対応がとれるかということ、3.11のときの支援体制のときも若干困った部分がありました。そういうことを踏まえて、直轄から新たな組織変更をさせていただくということでございます。それぞれがですね、

ひとつの大きなテーマを、企業の支援と、当時リーマンショック以降の非常に企業さんが疲弊していた時期なので、企業の支援と、そして災害に対応するという2つのテーマで課題を抽出するということを重点においてやらせていただいた組織でございますので、いつまでもこの形ではいけないということでございます。それから、もう一点のですね、今、リーダーのほうからですね、グループの意思決定の速さについて市長直轄の話がでましたが、たぶん、御質問はですね、グループ制のことだというふうに思いますね。係長制度の廃止ということで。これについてはですね、グループ制をなぜ維持したかという中で、当然のことながら、係長を廃止することによって直接、その下の組織がフラット化されているので、一段階飛ばすことができることで意思決定の速さということが出ていると思うのですが、実はそこに大きな落とし穴がございまして、なかなかこれではですね、人材の育成が困難であるということがございまして、今回の組織変更のときにですね、グループ制をどうするかという議論もされました、実は。そういう中でやはりグループ制の利点、意思決定の速さということと、各々のグループの中でですね、人を有効に活用できると。係をもたないということ、お互いに応援ができるというようなものは残さなければだめだろうと。というのはですね、私どものまちが小さいまちでたくさんの職員がいるわけではないので、この形を崩してしまうと、これは難しいだろうと。じゃあ、人材育成はどうするかと。それはですね、その中で例えば必要に応じて組織によってはチームをつくって、チームリーダーみたいな形でその方が指導していくような形がとればいだろうと。これはたぶんグループによって指導のやり方というのは違うのだろうということの中でそこら辺は人材育成も柔軟にできるような形のためにグループ制は残しながら新たな組織の変更をさせていただいたということでございます。

問（12） 人材育成の話がでていますが、先ほども黒川議員から出ましたように、やはり必要などころには必要な人数という面でどうしても今の少なく減らされている人数のままでやるというのはどうしても無理があるのではないかと思うんですね。そういう面ではどうしても今の人数268名ですか、その人



数でやるというふうなことではなくて、新しく人を入れることも考えてやらなければならないこともあると思うのですが、そういう点ではどうでしょうか。それとこの企画部と総務部を配置するということはどのように具体的に変更といたしますか、変化が出てくると考えてみえるでしょうか。お願いします。

答（行政管理部） まず、人数、職員数の関係でございますが、職員の定数条例というものがございましてですね、その定数条例の範囲内でいろいろな業務をですね、行政サービスをお願いしているということが現実でございまして、現状の268という数字はですね、現段階ではですね、この数字が適正な数字であるというふうに考えております。今後のですね、業務の状況によっては逆にですね、268よりも多くしなければならない場合もありますし、場合によってはもう少し少なくなってもいいのかなということも想定はされますが、現状の中ではですね、268というのが一つの適正な数字であるというふうに認識いたしております。企画部と総務部という話でございますが、これはですね、私ども今回、御提案させていただく中ではですね、国だとか県、あるいは近場ですね、公共団体、そういったところといろいろな調整等を行う場合にその窓口がですね、わかりやすくするためにという意味合いも含めてですね、今回名称をですね、どちらかというも以前の名称に戻ったというようなこともあるかもわかりませんが、外から見た場合でも比較的ですね、ここの部ではこんなことをやっているなということが、イメージできるような、そんな思いもあってですね、変更させていただいているということでございます。それから、市長直轄のお話がありましたが、例えば、経営戦略グループというですね、その業務の中を例えば見てみますと、既存の産業の振興、それについてどうしていかうかということもやっておりますし、また経営戦略グループがですね、そもそもやるべき内容ではないかもしれませんが、例えば、福祉部の公の施設、あるいはこども未来部がもっている公の施設、そういったものですね、いわゆる部を越えているような、そんなような業務もですね、経営戦略グループとして預かっておるといのが現実であります。今回、企画部ということで組織を変更したいということ御提案させていただいておりますが、その企画部の業務

の中にはですね、市政の総合調整という機能をここの中で行うということになっております。そうしますと経営戦略グループが行っている、いわゆる直轄であるから、速く意思決定をするんだよということでやっている中の業務は、実は部局を乗り越えた部分まで今、現にやっていただいております。今回企画部というのもそういう意味合いがあるということでですね、市長直轄部分をですね、今回廃止をさせていただくというのは、そこの中での意味合いもあるということの御理解を賜りたいというふうに思っております。

問（15） この前ですね、いただきました参考資料の中にですね、グループ制の継続ということで、グループ制の第2ステージという言葉が使っていますが、これは具体的にはどういったような意味で使っておられるのか、またどういったことを目指しているのかをお願いいたします。

答（行政管理部） グループ制というのは平成18年の4月からスタートをさせていただきました。本年度末で6年間ということになります。そのグループ制のですね、メリットについては、先ほど市長のほうからのお答えもあったようにですね、フラットな体制という中で意思決定が速くできるということがですね、これは高浜市だけではなくして、グループ制をひいているところはきっとそんなような考え方で行っているというふうに思います。しかしながら、グループ制という中で、少しどうかなのいう部分もやっぱりあるのかなということが今回わかってまいりました。それは、グループ制をすることによってある職員はものすごく伸びる、能力も向上した、そんな職員もおりますが、逆にそうではない職員もやっぱりでてきているということがあります。それからフラットなそういう組織にしたことによって人数もですね、本当に適正と申しますか、本当に余裕のないといいますか、それでやっていくんだというような、そんなような人数になっているという中でですね、次に伸びてきた職員についてはいいんだけど、そうではない職員については、どうしていくんだということですね、やっぱり考えていかなければいけない。というのはいわゆる人材育成ということを今からはやっていこうと。ですから、グループ制、18年度にひいたグループ制は堅持しながら、一部ではですね、いわゆる縦のライン性、

ラインの部分も、一部、緩やかなラインもですね、中に取り入れるようなそんなような体制でやっていこうという意味合いでグループ制の第2ステージという言い方をさせていただきました。平成18年度からは構造改革ということですが、この23年度からは経営改革ということ。いわゆる第6次総合計画のスタートの年であるということ。経営改革ということでのプロジェクトのほうも行ってありますが、この24年4月からはですね、グループ制に一部分、緩やかなラインの体制も入れていこうと。ラインというのは、チーフだとかチームだとか、そういったようなことも中に取り入れて職員の人材育成を図っていこうと。実はこの23年度から5ヵ年の間にですね、職員が38名定年退職になります。これまで行政をいろいろな面で引っ張ってきた経験ある職員が、みんな退職していきます。じゃ、そのあと退職補充はないのかといたら、退職補充しなければですね、行政、当然ながら回っていきません。そのときに若い職員にみんななっていくわけですね。そこをですね、なんとか人材育成という中でやっていかなければいけないのかなとそんなような思いがありましてですね、第2ステージという言い方をさせていただいております。

問（15） 今のチーム制の設置とか、またチーフの設置という言葉がありましたけども、これが第2ステージの一つの眼目になると思いますけど、このチーフとチームの関係ですけど、これは例えばチームができるからチーフが担当するのか、または別にチームがなくても人材育成ということでチーフをつくるのかというその一点と、それから今後チームができるんですけども、職員は必ずどこかのチームに属するものなのか。またもう一つ、最後になりますけども、今どれくらいの数の方を例えばチーフにしていこうとか、チームの数をつくっていこうとかいう計画がありましたら、その点もお願いいたします。

答（人事） まず、チームというのは必置制のものではございません。チームをつくってより業務効率が上がる、それから人材育成ができる、こういったことが果たせる可能性が高い部署につきましてはそのチームをつくっていただきまして、その目的を達成していくと。それと合わせまして、チーフにつきましてもチームがなくても、グループにチーフを置くことができますし、チームを

つくって、グループの中にチームをつくって、そのチームにチーフを置くことができる。すべて任意でございまして、その例えば大きな部署になりますと、チームをつくったほうが効率的なのかなという気はいたしておりますけども、これはやはりグループリーダー、それから部長、こういったマネージメントにお任せしていきたいと、こんなふうに思っております。

問（１５） 数というのは、今はどういった数があるという目標は今はないということですね。

答（人事） 一定のチームの数を設定しようだとか、そういう目標につきましては人事のほうとしてはもっておりません。

委員長 他に。

質 疑 な し

（３）議案第６３号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について

質 疑 な し

（４）議案第６８号 平成２３年度高浜市一般会計補正予算（第６回）

問（５） ５４、５５ページの３款１項の１２目の１３節、子育て支援医療費の委託料について聞きたいと思います。概要では、住基法の改正に伴うということで支援システムの改修が必要ということで説明を受けていたのですが、法改正は、外国人の住民登録制度の改正か、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。お願いします。

答（市民窓口） 住基法改正に伴うという件でございしますが、平成２４年の７月に施行されます改正住民基本台帳法の主な改正点は、外国人登録法が廃止さ

れ、外国人住民の方も住民基本台帳法の適用の対象となります。これに伴いまして、従来の外国人住民の方において、「外国人登録原票記載事項証明書」というものを交付しておりましたが、これにかわりまして、「住民票の写し」が発行されることとなります。

問（５） 他の所管もかなりあるのですけれど、システムの、今回の修正は、この補正だけで終わるのか、それとも、まだ、いろいろ計画があるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

答（市民窓口） システムの修正につきましては今後も発生するののかというような御質問だと思いますが。今回、補正予算に計上いたしましたシステム修正の委託の内容といたしましては、法改正によりまして、外国人住民を加えた住民基本台帳が作成されるということに伴いまして、これとリンクさせるために今後のシステムの修正を行うものでございます。今回、補正予算に計上されました、個々のシステムの修正のうち、改正住民基本台帳法に伴う修正につきましては、このリンクをするということに該当いたします。今後ですが、7月施行後に、個々のシステムにおきまして作成する通知書等につきましては、また、新たにシステムの修正が発生する見込みであります。これにつきましては、平成24年度当初予算に計上される見込みでございます。

問（５） それでは、まだ、いろいろと出てくるということなのですけども、今回の例えば改正に伴って、全体事業計画というのはどれくらいかかるのか、今後の計画などがありましたら市民への周知等も含めまして、一度お示しをしていただきたいと思いますと思うのですけど。

答（市民窓口） この住基法改正に伴うシステム修正の費用の大まかな数字という件だと思いますが、平成23年度の今回の補正予算につきましては、これに伴う改正といたしましては、835万円程度を見込みまして、平成24年度に計上されるであろうと、見込まれておりますシステム修正費は、およそ3,000万円弱になろうかと思込んでいます。しかしながら、これにつきましては、ただいま、当初予算の編成中でございますので、数字は変動することもあり得るということで御理解をいただきたいかと思えます。また、法改正に伴う今後のスケジュール的な御質問でございますが、今回、12月1日号の広報におきまして、制度改正についての掲載を行いました。今後は、外国人住民の方

への周知文書を通知するとともに、制度施行前の平成24年5月に、再度広報による掲載を行う予定をしております。この5月の時期に、外国人住民の方に仮住民票を発送し、内容の確認を依頼する予定でございます。なお、法改正に伴う条例改正につきましては、3月議会に上程をする予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

問（5） これからも、一度、他部局のほうの、あれも含めまして資料をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いします。

答（行政管理部長） それでは、一度ですね、内部調整等させていただきましてですね、提出のほうさせていただきたいというふうに思います。

問（12） 65ページの道水路維持管理事業で工事請負費の中で小規模工事費が1,500万円出てますが、これは港線というふうに聞いてますが、港線だけなのか、ちょっと内容についてお示してください。

答（都市整備） 今回の小規模のですね、1,500万円の件につきましては、港線の工事は入っていません。小規模工事ということで、今回ですね、当初、5,000万円を予算で、小規模工事を出しておりますが、その部分がですね、残金が少なくなりましたものですから、また、4月から11月の間に、いろんなもの、まだ要望がかなりありまして、それがこの1月から3月の間に、1,500万円を使いまして小規模工事をやっていきたいというものでございます。

問（12） 大きなところでは、どこの辺りが、どこの辺りというか、どこの工事が残っているのでしょうか。

答（都市整備） 大きいというのではなくて、側溝補修工事だとか、舗装の補修工事だとか、路肩の草刈だとかですね、そういった苦情の整理の小規模工事なものですから、大きいという、大きな工事というものはなしで、点々としている工事でございます。

問（8） 衛生費のところでございますけども、61ページ、合併浄化槽の設置推進費ということで、金額的には少ないのですけども、補助金が補正で出ていますけども、この辺の内容を教えてくださいたいと思います。

答（上下水道） 合併処理浄化槽の設置整備費補助金ということで、48万6,000円増額をお願いしておりますけれども、当初予算でですね、5人槽21基、7人槽18基、10人槽2基で、計41基で1,113万9,000円を

予定させていただきました。9月末の時点ですすね、5人槽が16基、7人槽が10基、10人槽が7基、計33基で、940万5,000円、もう既に申し込みがあったということで、過去の実績、今後の申し込みなどを勘案しまして、増額をお願いするものでございます。

問（8） その辺は、わかりました。それですすね、下水道の今後の予定というのか、その区域に入っているところは、この補助金は出ないというふうに伺っておりますけれども、出ないけれども、今年度、設置をされた御家庭というのか、どれくらいあるのかわかりましたら教えてください。

答（上下水道） 下水道の整備を進める認可区域では、委員の言われる通り、補助金は出しておりません。今後、下水道を進めていくという区域ですのでそういうことになりますけれども、どうしても、そういった整備のスピードとですすね、建築などの都合でどうしても早く建築されたいというお方もおみえになりますので、そういった方は自己負担ということになりますけれども、今年度でございますけれども、愛知県浄化槽協会のほうから毎月報告が出されるわけなのですけれども、そのまとめで見ますとですすね、下水道区域内ですすね、認可区域内で供用開始区域外になりますけれども、4件の方の申し込みがありました。

問（8） ありがとうございます。

問（12） 65ページ、また、戻ってすみません。市道港線道路調査測量設計業務委託料、ここで港線の工事が載っているのですが、この工事の地元の方に対する周知といいますか、そういうのはどういうふうになっていますでしょうか。

答（都市整備） 市道港線の地域の権利者の方におきましてはですすね、平成18年度ぐらいから、地域の皆さんを呼んでいただきまして、そのルートのこととか、それから今の現道を利用して今回の港線を整備していく方向を、地元の説明会において、3回ぐらい地元説明をさせていただいたことと、それと後、今回の、今、曲がりくねったところの2カ所、国の補助をもらうことと、それから県の補助をもらっているところの2カ所の部分におきましてもですすね、地域の方を全部呼んでいただき、説明会をさせていただいてやっております。

問（12） 先日、この地元の方から、この工事については「なくなったん

だ。」というふうなお話を聞いているのですね。何でそんな話に。その実際に土地がかかる方ではないのですが、ちょっと行き違ってますので、聞いてみました。わかりました。また、そう言うっておきます。

委員長 他に。

質 疑 な し

(5) 議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2回)

質 疑 な し

(6) 議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1回)

質 疑 な し

(7) 議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2回)

質 疑 な し



(8) 議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算(第1回)

質 疑 な し

(8) 陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情について

意(15) 本陳情には反対の立場で述べさせていただきます。民間委託により、自治体にはできなかったノウハウで、自治体が実施してきたよりもですね、優れた効果を発揮している場合も多くあります。また、雇用の確保にもつながっており、このような陳情にあるようにですね、民間委託が自治体のリストラであると決めつけるこういった本陳情には反対であります。

意(3) それでは、私も反対の立場で述べさせていただきます。こちらの陳情事項ですね、滞納整理機構に徴収事務を移管しないでくださいとありますけども、私、先日、滞納整理機構さんにお邪魔させていただきました。いろいろお話をお伺いしましたけども、インターネット等で書かれていることと、全く違う形で、ちゃんとした業務をなされていると。市のほうで、今までできなかったところまでも踏み込んでやってくださっているという部分でインターネット等ではですね、分納していた方というのが、整理機構に手続きされたことによって、一括で返済してくれということで差し押さえ等されているという話がちょっと出ていたのですけども、そういったことも一切なくですね、基本的には、地域の滞納者の方と、まずはしっかりとお話をさせていただいて、その方がどれだけ資産を持っているのか、そういう調査を含めた調査をしながらですね、お話を合意をしていくという形で、今までの市のほうで、できなかった以上のことをやってですね、実際に成果を上げているといった部分で公平性を保つということ考えると、私はこの陳情というのは、全くあり得ないものなのかなと思いますので、私も反対の議論を述べさせていただきました。

意(12) 私は、この陳情に賛成をいたします。賛成の立場から答弁に参加します。賛成の立場から意見を言いますが、今、地方自治体の整理機構のお話が出ましたが、実際に行われている内容と随分違いまして、滞納整理機構に回

されたといえますか、そういう方たちについては、かなり乱暴な口を聞かれたり、中には、年金生活で、生活保護で受けているのに送られたというような方もおみえになります。そういう面でも、この施策拡充についての陳情については賛成をいたしますし、後期高齢者医療制度も大変問題になっていました。廃止が、先送りされていまして、検討されている、今、新制度案が出ていますが、これも国保の都道府県単位化というのとセットになっていたり、特に、今、問題になっている負担増か、医療抑制かというような問題が、大きな問題になっていますが、問題の根っこがそのまま引き継がれていますので、この陳情には、賛成いたします。

意（２） 私も、この陳情第１３号には反対の立場から意見を言わせていただきます。先ほども、ちょっと意見が出ておりましたけども、市町村が医療や福祉の切り捨て、特に高浜は「福祉の高浜」と言われているぐらいのもので、高浜は特にそういったことのないようにやっておみえになりますし、それから、民間委託も掲げているんなことをやっていますので、私も民間委託や何かは取り入れることは大事だと思いますので、この陳情については、反対をさせていただきます。

委員長 他に。

意見なし

（９）陳情第１９号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

意（１３） この陳情の中の６番にですね、失礼、３番。すみません。官公需発注における商工会員を優先した事業機会の確保とあります。気持ちはよくわかりますけども、優先したというところが、引っかけられますので、趣旨採択をお願いできないかなというふうに思います。

意（１５） 地域経済の活性化とか雇用の確保など、商工会の持つ役割は非常に大きいものがあると思っております。しかしながら、今、１３番議員のほう

から発言がありましたように、発注等においては、やはり公平が原則と考えますので、本陳情には、趣旨採択といたします。

意（１２） 私のほうも、趣旨採択でお願いします。同じような意見です。

意（２） 私も皆さん方と同じで、趣旨採択でお願いします。

委員長 他にはないですね。

意見なし

（１０）陳情第２０号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

意（１５） これは、１９号、同様ですね、趣旨採択でお願いいたします。

意（１３） 私もですね、先ほどの１９号と同じような文面でございますので、公平性を一つかんがみて、趣旨採択でお願いしたいと思います。

意（１２） 大変、趣旨は理解できるのですが、６番のところで、とりわけ高浜市商工会会員を優先した受注確保、拡大等に特段の御配慮をお願いしますというのと、ありますが、その後、８番にもありますが、こういうふうに商工会だけを優先したということは、商工会に入ってみえない方でも公平性の問題で、この趣旨はわかりますが、趣旨採択をお願いしたいと思います。

意（２） 私も、今、いろいろと意見出ておりましたけれども、皆さん方と同じような、趣旨採択でお願いいたします。

委員長 他にないですね。

意見なし

（１１）陳情第２１号 地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情

意（１３） 私は、賛成の立場で意見を言わせていただきます。まさに、この条例をですね、制定が実は遅かったのかなというぐらいの思いがございます。

今、ここに書いてありますように、地域経済の活性化をささえているのは地域の産業だということは御認識のとおりでございます。本当に、農業あるいは商業、工業、観光も含めて枠を超えたですね、本当に取り組みが必要ではないかなと思いますし、また、基本理念、条例の中に、当然、基本理念が謳われるとは思っておりますし、そういった部分をかんがみましても、是非ともこれについてはですね、つくっていただきたいと思いますし、そういった意味で賛成の立場でお願いをしたいと思います。

意（3） 私も、この陳情には賛成の立場でお話させていただきますけども。今、13番委員がお話された通りですね、商、工、農、観、この四つの産業ですけども、今後の将来的なものを考えていくと、やはり連携というのは農業であろうが、工業であろうが、商業であろうが、今、農業でも6次産業化を図っていくというのが世間でも多く見られますし、いかに高浜市の持っているものを他市、外へいかに発信していくかというPRする部分でも非常に大事な部分だと思いますので、私も、賛成とさせていただきますと思います。

意（15） 地域の活性化にはですね、やはり地域産業が活性化し、発展をするということが、言うまでもありません。地域経済の発展をですね、促進する、こういった条例制定は必要であり、本陳情には賛成であります。

意（2） 私も、この地域産業の発展を促進する条例の制定については、今、いろいろと意見が出ておりましたけども、それと同じように、どうしてもこういったことは必要になってくると思いますので、是非つくっていただきたいと思いますので、賛成でございます。

意（12） 私どもも、この陳情には賛成をいたします。何といたっても、地域産業の活性化といえますか、地域産業が元気であればこそ、その地域も元気であるという面でも、この条例の制定を求める陳情には、賛成いたします。

委員長 他に、御意見もないようですので、陳情第21号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。ここで、暫時休憩といたします。委員におかれましては、引き続き陳情第13号の自由討議を実施いたしますので、そのままお待ちください。当局の方々は、退席していただいて結構です。ただし、自由討議中に当局への質問が出た場合には、担当の部長、グループリーダー等をお呼び出しいたしますので、所在が

わかるようにしておいていただきますようお願いいたします。なお、自由討議終了後に委員会を再開する時は、各部長に御連絡をいたします。およそ30分ほどの休憩となりますが、よろしく願いをいたします。

休憩 午前10時56分

自由討議あり

再開 午前11時39分

《採決》

(1) 議案第61号 愛知県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

挙手全員により原案可決

(2) 議案第62号 高浜市事務分掌条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(3) 議案第63号 組織構造改革に伴う関係条例の整備について

挙手多数により原案可決

(4) 議案第68号 平成23年度高浜市一般会計補正予算（第6回）

挙手全員により原案可決

(5) 議案第69号 平成23年度高浜市国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2回)

挙手全員により原案可決

(6) 議案第70号 平成23年度高浜市公共下水道事業特別会計補正予算  
(第1回)

挙手全員により原案可決

(7) 議案第72号 平成23年度高浜市後期高齢者医療特別会計補正予算  
(第2回)

挙手全員により原案可決

(8) 議案第73号 平成23年度高浜市水道事業会計補正予算 (第1回)

挙手全員により原案可決

(9) 陳情第13号 社会保障の施策拡充についての陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、陳情第19号及び陳情第20号について、「趣旨採択」との御意見がありますので、採決にあたり「趣旨採択」を入れていきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、「趣旨採択」を入れて採決をいたしますので、よろしくお願ひします。

(10) 陳情第19号 「商工会を中心とした地域商工業振興に対する支援体制の拡充」についての陳情

挙手全員により趣旨採択

(11) 陳情第20号 高浜市商工会事業活動支援についての陳情

挙手全員により趣旨採択

(12) 陳情第21号 地域産業の発展を促進する条例の制定を求める陳情

挙手全員により採択

委員長 以上をもって、当委員会に付託となりました全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ひしてよろしいでしょうか。

異 議 な し

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。市長挨拶。

市長挨拶

委員長挨拶

終了 午前 11時44分

総務建設委員会委員長

総務建設委員会副委員長